

東村山市いじめ防止等のための基本的な方針

令和2年2月

東村山市

東村山市教育委員会

いじめで泣く子を出さないために

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。いじめから一人でも多くの児童・生徒を救うためには、児童・生徒を取り巻く大人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの児童・生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

国においては平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年9月に施行されました。同法は、「いじめ防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」と定めています。

東村山市教育委員会においてはこれまでも、教育委員会の基本方針に「人権尊重の精神」を掲げ、全ての大人や児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるため、人権教育及び自他の生命を尊重するなど、「いのちとこころの教育」の充実に努めています。また、平成26年7月に東京都教育委員会において策定された「東京都いじめ防止対策基本方針」を受け、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、本方針のもと、各学校において「学校いじめ防止基本方針」を定め対策を講じてまいりました。

いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けては、これまで教育委員会が中心となり、その対策を講じてまいりましたが、この度平成30年の市議会政策研究会からの提言を受け、いじめ防止推進法においては、いじめ防止の取組は自治体の責務とされていることから、改めて市長部局と教育委員会が共にいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要であると再考し、平成26年度に教育委員会が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」について、総合教育会議において協議を重ね、内容を改定いたしました。

また、令和元年東村山市議会9月定例会において、東村山市いじめ問題調査委員会等に関する条例を定め、教育委員会の附属機関として設置する「東村山市いじめ問題調査委員会」において、子どもの人権や権利擁護に詳しい弁護士を委員に加えるとともに、市長が再調査の必要があると判断した場合には、市長の附属機関として設置する「東村山市いじめ問題再調査委員会」を新たに組織編成し位置付けることにしました。

特に、東村山市立学校では本方針に基づき、各学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、東村山市及び東村山市教育委員会は関係機関と連携を図りながら、いじめの未然防止及びその解決に迅速に取り組んでまいります。そして、行政と学校、家庭、地域、関係機関が効果的に繋がり、「オール東村山」でいじめ問題の根絶に向け、児童・生徒一人一人の人権を守る仕組みづくりや児童・生徒一人一人に人権意識を育む取組を積極的かつ主体的に行ってまいります。

令和2年2月
東村山市・東村山市教育委員会

目次

第1 基本的な考え方	1
1 基本方針策定の意義	1
2 「いじめ」の定義	1
3 「いじめ」の禁止	2
4 「いじめ防止」等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめを生まない、許さない学校をつくる	2
(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめの解決に向けた行動を促す	2
(3) 教員の指導力を向上させ、組織的に対応する	2
(4) いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント	3
第2 いじめの防止等のための対策	4
1 市における取組	4
(1) 基本方針の策定	4
(2) いじめ防止及び対応のための協議、報告、組織等の設置	4
(3) いじめ防止等に関する具体的な取組	7
(4) 検証と改善	9
2 学校における取組	10
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	10
(2) 組織等の設置	10
(3) 学校における「学校いじめ防止基本方針」について	10
(4) 検証と改善	13

第1 基本的な考え方

1 基本方針策定の意義

いじめ防止対策推進法第12条

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

「いじめ」は、当該の児童・生徒に深刻な苦痛を与え、時には不登校や自殺などに追い込むこともあるなど、決して許されない行為であり、いじめ問題への対応は学校における重要課題のひとつである。「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」は、東村山市及び東村山市教育委員会が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。市としては、これまでも、学校と教育委員会が連携して、いじめの防止に取り組んできているが、法の趣旨を踏まえて、市基本方針を策定し、これをもとに、いじめの防止等のための対策を講じることにより、オール東村山で「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」の具現化を図るものである。

2 「いじめ」の定義

この方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「具体的ないじめの態様」

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（「いじめ防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定より）

3 「いじめ」の禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に永く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、児童・生徒は決していじめを行ってはならない。

4 「いじめ防止」等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校をつくる

<いじめに関する児童・生徒の理解を深める>

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、「特別の教科 道徳」の授業や児童会・生徒会等による主体的な取組への支援を通じて、児童・生徒がいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめの解決に向けた行動を促す

<いじめを受けた児童・生徒を守る>

いじめを受けた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

<児童・生徒の取組を支える>

周囲の児童・生徒が、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた児童・生徒を守り通す。

(3) 教員の指導力を向上させ、組織的に対応する

<学校一丸となって取り組む>

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人が対応するのではなく、いじめを認識した時点で、すぐに情報を共有し、学校全体による組織的な対応を行う。

<社会総がかりで取り組む>

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

(4) いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント

「いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント」

- ポイント1 軽微ないじめも見逃さない《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》
- ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》
- ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
《学校教育相談体制の充実》
- ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》
- ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
《保護者との信頼関係に基づく対応》
- ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する《地域、関係機関等との連携
（「いじめ総合対策【第2次】上巻 [学校の取組編]」平成29年2月 東京都教育委員会）

なお、上記の六つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の児童・生徒の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の児童・生徒の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた児童・生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについて、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策

1 市における取組

(1) 基本方針の策定

市は、法第12条の規定に基づき「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定する。また、基本方針の内容について、法の施行状況や都のいじめ基本方針を参酌し、総合教育会議を通じて適宜見直すなど、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な措置を講じる。

(2) いじめ防止及び対応のための協議、報告、組織等の設置

○学校いじめ防止基本方針への指導・助言等

学校から提出される「学校いじめ防止基本方針」の内容等を確認し、必要に応じた指導・助言を行うとともに、他校の効果的な実践紹介などを校長会定例会・副校長会定例会・生活指導主任会等を通して行う。

○学校生活指導連絡協議会

実態把握と防止に向けた効果的な対策等について、定期的に情報交換及び協議をするために「学校生活指導連絡協議会」を東村山市教育委員会指導室の主催で開催する。「学校生活指導連絡協議会」は年間2回程度（夏季休業日前・冬季休業日前）定期的に開催し（必要に応じて臨時開催することもある）、いじめ問題を含む児童・生徒の生活指導に関わる事案等について生活指導担当管理職を含めた関係機関のメンバーで情報交換等を行い、東村山市立小・中学校における生活指導上の問題の未然防止・早期対応に努める。

東村山市いじめ防止等のための基本的な方針について、学校生活指導連絡協議会で意見集約したものを参考にして、教育委員会にてその内容及び取組について協議する。

<構成メンバー>

- ・教育部次長（学校教育担当）
- ・東村山警察生活安全課 少年係長
- ・東村山警察生活安全課 少年係スクールサポーター
- ・東村山市立中学校長（生活指導担当）
- ・東村山市立小学校長（生活指導担当）
- ・子ども家庭支援センター長
- ・子ども・教育支援課長
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・指導室 統括指導主事
- ・指導室 指導主事

○青少年問題協議会

学校におけるいじめの実態や、学校及び東村山市教育委員会におけるいじめ防止に関する取組、対応策等について青少年問題協議会に定期的（年間1～2回程度）に報告する。青少年問題協議会からの意見等を参考に、取組や対応策等について見直し・検討を行う。

○いじめ問題調査委員会

重大事態が発生した際には、教育委員会は「いじめ問題調査委員会」を開催し、該当事案に関する調査を実施する。（重大事態が発生しない場合においても定期的（年1回程度）に開催する。）なお、「いじめ問題調査委員会」の構成は次の通りとし、委員6人以内をもって組織する。

<委員会の構成>

- ・小学校教員経験者
- ・中学校教員経験者
- ・心理専門家
- ・小児科の診療に相当の経験を有する医師
- ・弁護士
- ・その他教育委員会が必要と認める者

「いじめ問題調査委員会」は、調査結果を教育長に報告する。教育長は「いじめ問題調査委員会」の報告を踏まえ、その結果に基づき対応策を講じる。なお本方針において重大事態とは次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

①いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

②いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

（いじめ防止対策推進法第28条 参考）

いじめ防止対策推進法 第28条 第1項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○いじめ問題再調査委員会

法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果に対する調査（以下「再調査」という。）を行うための組織を設置することができるものとする。

再調査委員会の構成は、法律、教育、心理、福祉等に関する学識経験又は専門的な知識を有する者等（第4条及び第6条第2項の規定による委嘱を受けた委員及び臨時委員を除く。）のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織し、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

市長は、再調査結果を議会に報告する。なお、市議会へ報告するにあたっては、事案の内容に応じて、プライバシーに対して必要な配慮を行う。

市長及び教育委員会は、再調査結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
(いじめ防止対策推進法第30条 参考)

いじめ防止対策推進法第30条

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(3) いじめ防止等に関する具体的な取組

①未然に防ぐために

- 若手教員から管理職の職層ごとの研修会や全校への教育委員会による定例訪問、教育委員会主催の各種委員会・連絡会等において、「いじめ防止等に関する研修会」、「児童・生徒の自尊感情・自己有用感を高めるための研修会」、「インターネットを通じて行われるいじめを防止するための情報モラル教育」や「SOSの出し方に関する研修会」等を行い、教職員の指導力向上を図るとともに、全ての学校で、「いじめに関する研修」を年間3回以上実施するよう指導・助言を行う。「いじめに関する研修」のうち、1回以上、「重大事態」の定義と、「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深めるようにする。
- 2月1日から7日までを「東村山市いのちとこころの教育週間」として設定し、市立全小・中学校でいじめ防止や生命尊重等をテーマにした学習や講演会等を行う。
- 東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を踏まえて、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりに関する取組への指導・助言を行う。
- 指導主事や心理専門家等を適宜学校に派遣し、児童・生徒のいじめに関する実態を把握するとともに、学校の対応への支援を行う。
- 生活指導主任会等を通して、各学校のいじめ防止に関する取組について情報を交換し、効果的な取組については、実態に合わせて各学校で取り入れるよう指導・助言する。

②早期に発見するために

- 教育委員会による定例訪問、教育委員会主催の各種委員会・連絡会等において、「いじめ防止等に関する研修会」等を行い、教職員に対して「いじめ」の定義を正しく理解し、初期段階でいじめに気付けるようにする。
- 市立小・中学校全ての児童・生徒に対して定期的にアンケート調査（年間3回以上）を実施及び分析、保存したり、学級担任等による個別面談、悩み相談等を行ったりするなど、児童・生徒の抱える問題の早期発見に努めるよう学校に対して必要に応じた指導・助言を行う。
- 市立全小・中学校において、スクールカウンセラーによる小学校5年生及び中学校1年生を対象とした全員面談等を実施するとともに、各学級の実態に応じて他学年の児童・生徒への面談等も実施し、児童・生徒の抱える問題の早期発見に努める。
- 「市長へのメール」や「市長への手紙」、子ども相談室、指導室などの窓口を通して、保護者や地域、児童・生徒からのいじめに関する情報を把握する体制を整える。
- 学校だけでなく、児童館や学童クラブ等からも情報を把握できるよう、関係各課が連携し早期発見に努める。
- 理由が明確でない欠席については、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」を活用し、いじめの有無について確認するよう指導・助言する。
- いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害の児童・生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないよう指導・助言を行う。

③迅速に対応するために

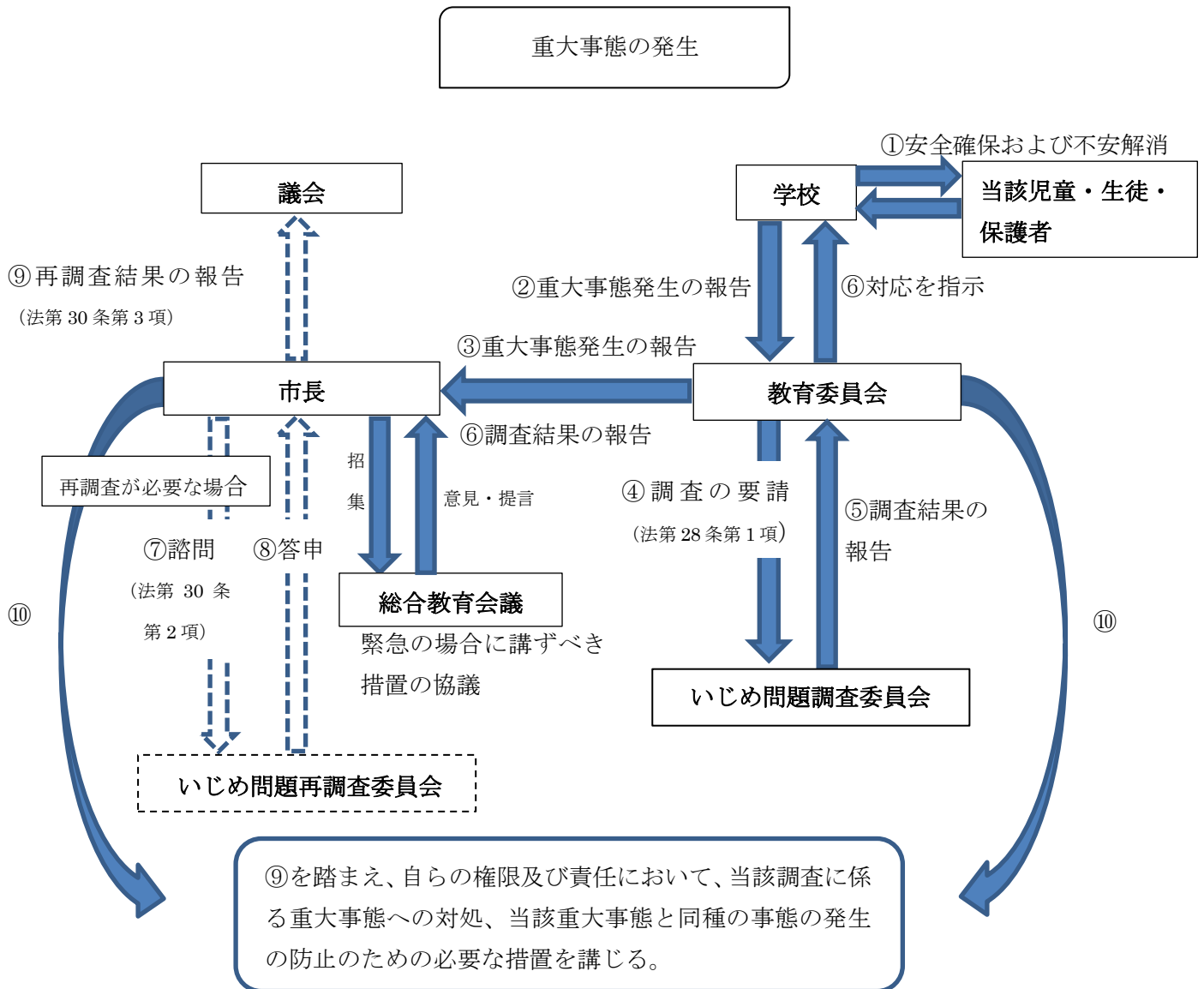
- 各学校の「学校いじめ基本方針」や、いじめに関する研修会等を通して、学校の対応方法等を事前に確認し、迅速且つ的確に対応できるよう指導・助言を行う。
- いじめの重大性、緊急性に応じて、生活指導主任会の月例報告及び認知時の報告を徹底する。
- 被害を受けている児童・生徒の安全を確保するとともに、必要に応じてストレスや不安解消等の対応をするよう指導・助言を行う。
- 加害の児童・生徒に対して、教職員による単発的な指導にとどまらないよう、発達段階やいじめの行為を行う背景に配慮しながら組織的・計画的に対応するよう指導・助言を行う。
- 学校から報告を受けたいじめ等の内容及び重大性、緊急性に応じて、子ども相談員等の心理専門家や指導主事を派遣したり、保護者会やPTA役員会等を開催・支援の依頼をしたりするなど、被害を深刻化させないよう学校及び児童・生徒を支援する。
- 青少年問題協議会では、アンケート等によるいじめ実態調査の結果や学校及び担当所管（指導室、子ども・教育支援課等）の対応について報告し、意見等を聴取する。
- いじめが解消されたか判断する際には、当該行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることを踏まえ、「学校いじめ対策委員会」が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で校長が判断する。また、いじめが再発する可能性を踏まえ、関係児童・生徒を注意深く観察するなど、対応を継続する。

④重大事態発生時

- 東村山市教育委員会において「重大事態である」と認められたときには、教育長は市長にその旨を報告する。
- 重大事態への対処に当っては、被害の児童・生徒の安全確保及び不安解消に努めるとともに、保護者への対応方針及び対応経過の説明を行うなど、理解を得られるよう指導・助言を行う。
- 重大事態の内容に応じて、医療機関や警察、教育支援センター（適応指導教室）、心理や福祉等の関係機関と連携し、いじめの解消及び学校復帰のための支援を行う。
- 「いじめ問題調査委員会」は、事実確認・経緯・対応の実態等について調査を行うとともにその結果を報告書にまとめ、教育委員会に報告を行う。
- 教育長は報告書をもとに、市長へ報告するとともに、併せて学校に対処等について指示する。
- 市長は再調査を行う必要があると認めるときには、「いじめ問題再調査委員会」を設け、再調査を行うことができる。
- 再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で情報提供する。
- 市長は、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行いながら、その結果を議会へ報告する。
- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

⑤重大事態発生時 対応フロー図

<重大事態への対処>



※調査によって明らかになった事実関係については、当該（被害者側・加害者側含む）児童・生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

(4) 検証と改善

市は、国の「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」、東京都の「いじめ防止対策推進基本方針」の見直し状況を勘案し、必要と認められるときには、検証と改善を行う等、必要な措置を講じる。

2 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「いじめ防止対策推進法」、「東京都いじめ防止対策基本方針」及び「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」等を参酌し、学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定めなくてはならない。

(2) 組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織（学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム等）を置く。（いじめ防止対策推進法 第22条）

(3) 学校における「学校いじめ防止基本方針」について

学校は、東村山市教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に4つの段階の取組例を示す。（各学校の具体的な取組については、「東村山市立学校 学校いじめ防止基本方針」参照）

○未然防止のための取組

① 児童・生徒が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- ア 魅力ある授業の実現
- イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
- ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導
- エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
- オ 児童・生徒と教職員の信頼関係の構築

② 教員の意識向上と組織的対応の徹底

- ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
- イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- エ 「いじめに関する研修」の実施
- オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

③ いじめを許さない指導の充実

- ア いじめがゆるされないことを啓発する学習環境づくり
- イ 「いじめに関する授業」の実施
- ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
- エ 困難に対処できるようにするための指導

④ 児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ア 互いに認め合う態度を育む取組
- イ 児童・生徒同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- ウ 取組の指針役を担えるリーダーの育成

- エ 児童会・生徒会活動による取組
- オ 「SNS東京ルール」に基づく、「学校ルール」や「家庭ルール」づくり
- カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発
- ⑤ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
 - ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼
 - イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

○早期発見のための取組

- ① 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
 - ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
 - イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- ② 児童・生徒の様子から初期段階のいじめを素早く察知
 - ア 学級担任等による日常的な児童・生徒への声掛けと様子の把握
 - イ 学級担任等による定期的な個人面談
 - ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用
 - エ 定期的な「生活意識調査」等の実施
- ③ 全ての教職員による児童・生徒の状況把握
 - ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察
 - イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築
 - ウ 児童・生徒に関する情報の引継ぎ、共有の徹底
- ④ 児童・生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築
 - ア 学校教育相談体制の構築と児童・生徒や保護者への周知
 - イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存
 - ウ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組
 - エ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用
 - オ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知
 - カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス
- ⑤ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
 - ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
 - イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施
 - ウ PTA、学校運営連絡協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報
 - エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）からの情報提供や通報
 - オ 警察、児童相談所等の関係機関からの情報提供
 - カ 児童館、学童クラブ、放課後子ども教室職員からの情報提供や通報

キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

○早期対応のための取組

- ① 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
 - ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定
 - イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言
 - ウ 対応記録のファイリング
 - エ 解消の確認
- ② 被害の児童・生徒が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応
 - ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応
 - イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応
 - ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応
- ③ 加害の児童・生徒の行為の重大性の程度に応じた対応
 - ア 好意で行った言動への指導
 - イ 意図せずに行った言動への指導
 - ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導
 - エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導
 - オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導
 - カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導
 - キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導
- ④ 重大事態につながらないようにするための対応
 - ア 被害の児童・生徒の安全確保と不安解消
 - イ 加害の児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察
 - ウ 被害及び加害の児童・生徒の保護者の理解に基づく対応
 - エ いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼
 - オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）による声掛け、見守り等
 - カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応
 - キ 児童館、学童クラブ、放課後子ども教室職員による声掛け、見守り等
 - ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- ⑤ 教育委員会への報告
 - ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

○重大事態への対処

- ① 重大事態発生の判断
 - ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解
 - イ 教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
 - ウ 重大事態発生の報告
- ② 被害の児童・生徒の安全確保、不安解消のための支援
 - ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
 - イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明
 - ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
 - エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援
- ③ 加害の児童・生徒の更生に向けた指導及び支援
 - ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
 - イ 保護者への説明や協力関係の構築
 - ウ 教職員、スクールカウンセラー等による構成への支援
 - エ 別室での学習の実施
 - オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援
 - カ 懲戒による指導、出席停止による他の児童・生徒の安全確保
- ④ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
 - ア 保護者・P T Aの協力体制による問題解決
 - イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決
 - ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決
- ⑤ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告
 - ア 調査組織の決定と調査の実施
 - イ 「不登校重大事態」における調査
 - ウ 被害の児童・生徒の保護者に対する調査結果に関する情報提供
 - エ 教育委員会・市長への調査結果報告
 - オ 市長による再調査への協力

上記の取組を行うに当たっては、幼稚園・保育所と小学校、小・中学校間における情報や対応等の連携を図るとともに、関係機関との連携を図りながら進めることを基本とする。

（４）検証と改善

「学校いじめ防止基本方針」は、一定期間ごと（例：年度末）にその取組を検証し、改善を図ることが必要である。そのため、学校は検証や改善の時期や方法等について明らかにする。